

資料編

上尾市環境基本条例

平成9年9月30日
条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第21条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第22条—第26条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していくなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることからかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境監査の実施)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第24条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

測定値等の集計データ

自動車交通騒音・振動の測定結果

地点名	国道17号線				
測定地点	上尾市上町2-14-19（青少年センター）				
測定結果	騒 音		振 動		
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)	
H28	道路端	70	69	56	58
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H29	道路端	69	69	55	55
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H30	道路端	72	71	55	56
	背後地 (LA95)	54	49	-	-

(資料：生活環境課)

地点名	上尾道路				
測定地点	上尾市壱丁目117付近				
測定結果	騒 音		振 動		
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)	
H28	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H29	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H30	道路端	58	53	-	-
	背後地 (LA95)	45	35	-	-

(資料：生活環境課)

※平成29年度まで『さいたま栗橋線』を測定していたが、原市ポンプ場の測定終了に伴い、
市内の主要道路である上尾道路を今後の定点測定とする。（R2.3.27）

地点名	第二産業道路（主要地方道 さいたま菖蒲線）				
測定地点	上尾市原市 4169-3 (原市集会所)				
測定結果		騒 音		振 動	
		昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
H28	道路端	68	65	46	42
	背後地 (LA95)	48	46	-	-
H29	道路端	69	66	51	44
	背後地 (LA95)	51	46	-	-
H30	道路端	69	66	49	44
	背後地 (LA95)	48	36	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

<基準値など>

要請限度		75	70	65	60
環境基準	道路端	70	65	-	-
	背後地	65	60	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

汚水処理人口普及率の状況

(人)

年度	総人口	公共下水道	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	普通弁槽	改良弁槽	汚水処理人口普及率 (%)
H28	228,124	184,829	15,136	27,262	483	414	87.7
H29	228,387	186,804	14,771	25,966	455	391	88.3
H30	228,539	188,479	14,257	25,019	421	363	88.7

(資料：下水道施設課、生活環境課)

公共施設の放射線測定結果

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾市役所 本庁舎	平塚公園	平塚 サッカー場	県立武道館	聖学院大学	健康プラザ わくわくランド
H28	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H29	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H30	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051

(資料 : 生活環境課)

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾 丸山公園	恵和園	中分 公民館	須ヶ谷 集落センター
H28	0.076	0.047	0.055	0.057
	0.079	0.047	0.056	0.059
H29	0.071	0.043	0.050	0.059
	0.077	0.044	0.054	0.057
H30	0.069	0.045	0.053	0.054
	0.076	0.047	0.053	0.055

(資料 : 生活環境課)

大気汚染物質の環境基準適合状況

	物 質 名					
	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学 オゾン (O _x)
	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下で あり、かつ 1時間値が0.1ppm以下		1時間値の1日平均 値0.04ppmから 0.06ppmまでの ゾーン内、又はそれ 以下	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1 時間値が0.20mg/m ³ 以下		1 時間値が 0.06ppm 以下
	短期	長期 (2%除外値)	長期 (98%値)	短期	長期 (2%除外値)	短期
H28	○	○	○	○	○	×
H29	○	○	○	○	○	×
H30	○	○	○	○	○	×

(資料 : 埼玉県大気汚染常時監視システム)

ダイオキシン類の測定結果

調査対象	大気 ダイオキシン類				(pg – TEQ/m³)
H30	上尾市上下水道部	原市公民館	大石地区	西貝塚公民館	
春季	—	—	0.013	0.019	
夏季	0.018	0.016	0.013	0.014	
秋季	—	—	0.026	0.023	
冬季	0.025	0.022	0.041	0.035	

(資料：生活環境課)

調査対象	河川水 ダイオキシン類				(pg – TEQ/L)
H30	鴨川 (鴨川富士見親水公園)	芝川 (道三橋)	原市沼川 (柳津橋)	江川 (宮下樋管)	
	0.160	0.31	1.90	0.31	

(資料：生活環境課)

調査対象	西貝塚環境センター煙突				(ng – TEQ/m³)
H30	1号炉	2号炉	3号炉	平均	
夏季	0.080	0.080	0.130	0.097	
冬季	0.110	0.03	0.047	0.063	

(資料：西貝塚環境センター)

上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）実績報告

二酸化炭素等の排出量

年度	上尾市内のCO ₂ 排出量 (千t-CO ₂) ※	参考：市の公共施設等からの 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		基準年度比 (%)
		基準年度比 (%)		
H17	1,026	(基準年度)	-	-
H26	1,064	103%	18,798	(基準年度)
H27	1,020	99%	18,290	97%
H28	890	86%	16,997	90%
H29	-	-	17,867	95%
H30	-	-	18,310	97%
H31	-	-	-	-
H32	-	-	-	-

(資料：埼玉県、環境政策課)

※「上尾市内のCO₂排出量」は、当該年度の翌々年度に埼玉県が公表する「埼玉県温室効果ガス排出量推計報告書（以下、県報告書）」に基づいているため、おおむね2年のタイムラグが生じる。また、当該排出量は、最新年度の県報告書が公開される度に過年度の実績値も変更になる。そのため、本市では、当該年度版が発行された際の数値を採用することとした。

省エネ住宅改修補助金

年度	断熱・遮熱塗料		遮熱フィルム		ガラス、外窓、内窓		断熱材	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	31	3,668,000	0	0	1	94,000	12	1,866,000
H29	45	5,122,000	0	0	5	393,000	1	200,000
H30	43	4,735,000	0	0	6	438,000	3	419,000

年度	L E D 照明		複数 ※		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	0	0	2	208,000	46	5,836,000
H29	1	26,000	1	138,000	53	5,879,000
H30	0	0	3	392,000	55	5,984,000

(資料：環境政策課)

※「複数」は、対象の省エネリフォーム工事を複数実施するもので、単独の省エネリフォーム工事とは区別している。

省エネ対策推進奨励金

年度	太陽光発電システム		太陽熱温水器		水式ソーラーシステム		エネファーム	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	160	5,351,000	0	0	0	0	80	1,600,000
H29	123	4,095,000	0	0	0	0	32	640,000
H30	133	4,386,300	0	0	0	0	21	420,000

年度	ハイブリッド給湯器		電気自動車		プラグインハイブリッド自動		電動バイク	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	6	120,000	12	600,000	6	180,000	1	10,000
H29	0	0	11	505,600	8	240,000	0	0
H30	0	0	11	550,000	11	330,000	0	0

年度	HEMS		グリーンカーテン		総計	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	56	560,000	14	37,900	335	8,458,900
H29	43	430,000	17	39,400	234	5,950,000
H30	28	280,000	12	33,700	216	6,000,000

(資料 : 環境政策課)

地域リサイクル事業

年度	交付団体数	回収量 (kg) 新聞紙、雑誌、段ボール		報奨金 (円)	
		件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	126	3,743,860		7,438,400	
H29	126	3,578,540		7,078,100	
H30	126	3,433,050		6,786,800	

(資料 : 環境政策課)

家庭用生ごみ処理容器購入費補助事業

年度	コンポスト・EM式		電気式		総計	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	24	64,800	7	140,000	31	204,800
H29	11	40,800	16	271,100	27	311,900
H30	15	31,800	16	248,400	31	280,200

(資料 : 環境政策課)

資料編

上尾市環境基本条例

平成9年9月30日
条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第21条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第22条—第26条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していくなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることからかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るために、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境監査の実施)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第24条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

測定値等の集計データ

自動車交通騒音・振動の測定結果

地点名	国道17号線				
測定地点	上尾市上町2-14-19（青少年センター）				
測定結果	騒 音		振 動		
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)	
H28	道路端	70	69	56	58
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H29	道路端	69	69	55	55
	背後地 (LA95)	51	48	-	-
H30	道路端	72	71	55	56
	背後地 (LA95)	54	49	-	-

(資料：生活環境課)

地点名	上尾道路				
測定地点	上尾市壱丁目117付近				
測定結果	騒 音		振 動		
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)	
H28	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H29	道路端	-	-	-	-
	背後地 (LA95)	-	-	-	-
H30	道路端	58	53	-	-
	背後地 (LA95)	45	35	-	-

(資料：生活環境課)

※平成29年度まで『さいたま栗橋線』を測定していたが、原市ポンプ場の測定終了に伴い、
市内の主要道路である上尾道路を今後の定点測定とする。（R2.3.27）

地点名	第二産業道路（主要地方道 さいたま菖蒲線）				
測定地点	上尾市原市 4169-3 (原市集会所)				
測定結果		騒 音		振 動	
		昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
H28	道路端	68	65	46	42
	背後地 (LA95)	48	46	-	-
H29	道路端	69	66	51	44
	背後地 (LA95)	51	46	-	-
H30	道路端	69	66	49	44
	背後地 (LA95)	48	36	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

<基準値など>

要請限度		75	70	65	60
環境基準	道路端	70	65	-	-
	背後地	65	60	-	-

(dB)

(資料：生活環境課)

汚水処理人口普及率の状況

(人)

年度	総人口	公共下水道	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	普通弁槽	改良弁槽	汚水処理人口普及率 (%)
H28	228,124	184,829	15,136	27,262	483	414	87.7
H29	228,387	186,804	14,771	25,966	455	391	88.3
H30	228,539	188,479	14,257	25,019	421	363	88.7

(資料：下水道施設課、生活環境課)

公共施設の放射線測定結果

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾市役所 本庁舎	平塚公園	平塚 サッカー場	県立武道館	聖学院大学	健康プラザ わくわくランド
H28	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H29	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051
H30	0.067	0.049	0.048	0.063	0.039	0.048
	0.067	0.051	0.047	0.074	0.039	0.051

(資料 : 生活環境課)

($\mu\text{Sv}/\text{時}$) : 年平均

年度	上尾 丸山公園	恵和園	中分 公民館	須ヶ谷 集落センター
H28	0.076	0.047	0.055	0.057
	0.079	0.047	0.056	0.059
H29	0.071	0.043	0.050	0.059
	0.077	0.044	0.054	0.057
H30	0.069	0.045	0.053	0.054
	0.076	0.047	0.053	0.055

(資料 : 生活環境課)

大気汚染物質の環境基準適合状況

	物 質 名					
	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学 オゾン (O _x)
	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下で あり、かつ 1時間値が0.1ppm以下		1時間値の1日平均 値0.04ppmから 0.06ppmまでの ゾーン内、又はそれ 以下	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1 時間値が0.20mg/m ³ 以下		1 時間値が 0.06ppm 以下
	短期	長期 (2%除外値)	長期 (98%値)	短期	長期 (2%除外値)	短期
H28	○	○	○	○	○	×
H29	○	○	○	○	○	×
H30	○	○	○	○	○	×

(資料 : 埼玉県大気汚染常時監視システム)

ダイオキシン類の測定結果

調査対象	大気 ダイオキシン類				(pg – TEQ/m³)
H30	上尾市上下水道部	原市公民館	大石地区	西貝塚公民館	
春季	—	—	0.013	0.019	
夏季	0.018	0.016	0.013	0.014	
秋季	—	—	0.026	0.023	
冬季	0.025	0.022	0.041	0.035	

(資料：生活環境課)

調査対象	河川水 ダイオキシン類				(pg – TEQ/L)
H30	鴨川 (鴨川富士見親水公園)	芝川 (道三橋)	原市沼川 (柳津橋)	江川 (宮下樋管)	
	0.160	0.31	1.90	0.31	

(資料：生活環境課)

調査対象	西貝塚環境センター煙突				(ng – TEQ/m³)
H30	1号炉	2号炉	3号炉	平均	
夏季	0.080	0.080	0.130	0.097	
冬季	0.110	0.03	0.047	0.063	

(資料：西貝塚環境センター)

上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）実績報告

二酸化炭素等の排出量

年度	上尾市内のCO ₂ 排出量 (千t-CO ₂) ※	参考：市の公共施設等からの 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		基準年度比 (%)
		基準年度比 (%)		
H17	1,026	(基準年度)	-	-
H26	1,064	103%	18,798	(基準年度)
H27	1,020	99%	18,290	97%
H28	890	86%	16,997	90%
H29	-	-	17,867	95%
H30	-	-	18,310	97%
H31	-	-	-	-
H32	-	-	-	-

(資料：埼玉県、環境政策課)

※「上尾市内のCO₂排出量」は、当該年度の翌々年度に埼玉県が公表する「埼玉県温室効果ガス排出量推計報告書（以下、県報告書）」に基づいているため、おおむね2年のタイムラグが生じる。また、当該排出量は、最新年度の県報告書が公開される度に過年度の実績値も変更になる。そのため、本市では、当該年度版が発行された際の数値を採用することとした。

省エネ住宅改修補助金

年度	断熱・遮熱塗料		遮熱フィルム		ガラス、外窓、内窓		断熱材	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	31	3,668,000	0	0	1	94,000	12	1,866,000
H29	45	5,122,000	0	0	5	393,000	1	200,000
H30	43	4,735,000	0	0	6	438,000	3	419,000

年度	L E D 照明		複数 ※		総計	
	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)	件数	補助金 (円)
H28	0	0	2	208,000	46	5,836,000
H29	1	26,000	1	138,000	53	5,879,000
H30	0	0	3	392,000	55	5,984,000

(資料：環境政策課)

※「複数」は、対象の省エネリフォーム工事を複数実施するもので、単独の省エネリフォーム工事とは区別している。

省エネ対策推進奨励金

年度	太陽光発電システム		太陽熱温水器		水式ソーラーシステム		エネファーム	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	160	5,351,000	0	0	0	0	80	1,600,000
H29	123	4,095,000	0	0	0	0	32	640,000
H30	133	4,386,300	0	0	0	0	21	420,000

年度	ハイブリッド給湯器		電気自動車		プラグインハイブリッド自動		電動バイク	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	6	120,000	12	600,000	6	180,000	1	10,000
H29	0	0	11	505,600	8	240,000	0	0
H30	0	0	11	550,000	11	330,000	0	0

年度	HEMS		グリーンカーテン		総計	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	56	560,000	14	37,900	335	8,458,900
H29	43	430,000	17	39,400	234	5,950,000
H30	28	280,000	12	33,700	216	6,000,000

(資料 : 環境政策課)

地域リサイクル事業

年度	交付団体数	回収量 (kg) 新聞紙、雑誌、段ボール		報奨金 (円)	
		件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	126	3,743,860		7,438,400	
H29	126	3,578,540		7,078,100	
H30	126	3,433,050		6,786,800	

(資料 : 環境政策課)

家庭用生ごみ処理容器購入費補助事業

年度	コンポスト・EM式		電気式		総計	
	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）	件数	補助金（円）
H28	24	64,800	7	140,000	31	204,800
H29	11	40,800	16	271,100	27	311,900
H30	15	31,800	16	248,400	31	280,200

(資料 : 環境政策課)

調査地点 ⑩鴨川上流(鴨川中央公園脇)

採取年月日			H30.5.18 10:05	H30.8.23 9:35	H30.11.8 9:50	H31.2.14 9:35		平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
分析項目	単位								
天候(前日・当日)			曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴			
現地測定	気温	°C		28.0	32.0	19.0	7.0		21.5
	水温	°C		20.9	25.3	18.5	7.5		18.1
	流量	m³/sec		0.051	0.011	0.022	0.015		0.025
項目	採取位置			流心	流心	流心	流心		
	透視度	度		>50	>50	>50	>50		
	色相			淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色		
	臭氣			弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭		
生活性	水素イオン濃度			7.3	7.1	7.3	7.3	7.3	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L		9.3	5.9	8.2	7.5	7.7	>5
環境項目	生物化学的酸素要求量	mg/L		<0.5	0.9	0.6	1.8	1.1	<5
	浮遊物質量	mg/L		3	9	3	3	4.5	<50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L				ND			
項目	全窒素	mg/L		4.7		4.9		4.8	
	全リン	mg/L		0.05		0.042		0.05	
健	カドミウム	mg/L		<0.0003		<0.0003			<0.01
	シアン	mg/L		ND		ND			検出されないこと
康	鉛	mg/L		<0.001		<0.001			<0.01
	六価クロム	mg/L		<0.005		<0.005			<0.05
項	砒素	mg/L		<0.001		<0.001			<0.01
	総水銀	mg/L		<0.0005		<0.0005			<0.0005
目	ジクロロメタン	mg/L							<0.02
	四塩化炭素	mg/L							<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L							<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L							<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L							<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L							<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L							<0.006
	トリクロロエチレン	mg/L							<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/L							<0.01
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L							<0.002
	チウラム	mg/L							<0.006
	シマジン	mg/L							<0.003
	チオベンカルブ	mg/L							<0.02
	ベンゼン	mg/L							<0.01
	セレン	mg/L							<0.01
特	フェノール類	mg/L				<0.005			
殊	銅	mg/L				<0.01			
項	亜鉛	mg/L	0.007		0.008				
目	溶解性鉄	mg/L				0.10			
	溶解性マンガン	mg/L				<0.05			
	クロム	mg/L				<0.01			
	フッ素	mg/L				0.020			
そ	アンモニア性窒素	mg/L		<0.1		<0.1			
の	ケルダール窒素	mg/L		0.20		0.14		0.2	
他	亜硝酸性窒素	mg/L		0.012		0.006		0.01	
の	硝酸性窒素	mg/L		4.5		4.7		4.6	
項	リン酸性リン	mg/L		0.03		0.03		0.03	
目	導電率	ms/m		21.000	22.000	23	27.000		23.250
	陰イオン界面活性剤	mg/L		<0.001		<0.01			<0.02

調査地点 ⑪鴨川中流(富士見橋)

採取年月日			H30.5.18 9:25	H30.8.23 9:10	H30.11.8 9:10	H31.2.14 9:10		平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
分析項目		単位							
現地測定	天候(前日・当日)		曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴			
気温	°C		26.5	31.0	19.0	7.0		20.9	
水温	°C		20.7	25.6	17.5	8.4		18.1	
流量	m ³ /sec		0.140	0.049	0.102	0.068		0.090	
採取位置			流心	流心	流心	流心			
透視度	度		>50	>50	>50	>50			
色相			淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色			
臭氣			弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭			
生物化学的酸素要求量	mg/L		7.3	7.2	7.3	7.4		7.3	6.5~8.5
浮遊物質量	mg/L		7.3	4.4	6.5	8.0		6.6	>5
n-ヘキサン抽出物質	mg/L		2.7	4.5	2.5	5.0		3.675	<5
全窒素	mg/L		6	8	4	5		5.75	<50
全リン	mg/L		ND						
カドミウム	mg/L		<0.0003		<0.0003				<0.01
ジアン	mg/L		ND		ND				検出されないこと
鉛	mg/L		<0.001		<0.001				<0.01
六価クロム	mg/L		<0.005		<0.005				<0.05
砒素	mg/L		<0.001		<0.001				<0.01
総水銀	mg/L		<0.0005		<0.0005				<0.0005
ジクロロメタン	mg/L								<0.02
四塩化炭素	mg/L								<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L								<0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L								<0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L								<0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L								<1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L								<0.006
トリクロロエチレン	mg/L								<0.03
テトラクロロエチレン	mg/L								<0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L								<0.002
チウラム	mg/L								<0.006
シマジン	mg/L								<0.003
チオベンカルブ	mg/L								<0.02
ベンゼン	mg/L								<0.01
セレン	mg/L								<0.01
フェノール類	mg/L				<0.005				
銅	mg/L				<0.01				
亜鉛	mg/L		0.016		0.015				
溶解性鉄	mg/L				0.4				
溶解性マンガン	mg/L				0.06				
クロム	mg/L				<0.01				
フッ素	mg/L				0.05				
アンモニア性窒素	mg/L		0.4		0.5			0.5	
ケルダール窒素	mg/L		0.8		1.00			0.9	
亜硝酸性窒素	mg/L		0.062		0.09			0.07	
硝酸性窒素	mg/L		2.30		2.4			2.4	
リン酸性リン	mg/L		0.17		0.17			0.17	
導電率	ms/m		23.000	26.000	25.000	30.000		26.000	
陰イオン界面活性剤	mg/L		<0.01		0.02			0.0	

調査地点 ⑫鴨川下流(山の下橋)

探取年月日		H30.5.18 11:55	H30.8.23 14:25	H30.11.8 12:05	H31.2.14 11:25		平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
分析項目	単位							
天候(前日・当日)		曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴			
現地測定項目								
気温	°C	30.5	35.0	21.5	7.0		23.5	
水温	°C	25.5	29.4	18.1	7.7		20.2	
流量	m ³ /sec	0.301	0.093	0.105	0.154		0.163	
採取位置		流心	流心	流心	流心			
透視度	度	>50	>50	>50	>50			
色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色			
臭氣		弱下水臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭			
生活性環境項目								
水素イオン濃度		7.4	7.6	7.4	7.6		7.5	6.5~8.5
溶存酸素量	mg/L	5.8	5.9	6.5	9.5		6.9	>5
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.6	2.3	2	4.4		2.575	<5
浮遊物質量	mg/L	8	6	5	8		6.75	<50
n-ヘキサン抽出物質	mg/L			ND	<0.0003			
全窒素	mg/L	3.8		3.2			3.5	
全リン	mg/L	0.32		0.26			0.29	
ノニフェノール	mg/L			0.00012				
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	mg/L			0.013				
健 康 項 目								
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003				<0.01
シアノ	mg/L	ND	ND	ND	ND			検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			<0.01
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			<0.05
砒素	mg/L	<0.001	0.001	<0.001	<0.001			<0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.0005
ジクロロメタン	mg/L			<0.002				<0.02
四塩化炭素	mg/L			<0.0002				<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L			<0.0004				<0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			<0.002				<0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			<0.004				<0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			<0.0005				<1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			<0.0006				<0.006
トリクロロエチレン	mg/L			<0.001				<0.03
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.0005				<0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			<0.0002				<0.002
チウラム	mg/L			<0.0006				<0.006
シマジン	mg/L			<0.0003				<0.003
チオベンカルブ	mg/L			<0.002				<0.02
ベンゼン	mg/L			<0.001				<0.01
セレン	mg/L			<0.001				<0.01
ホウ素	mg/L			<0.02				1
1,4-ジオキサン	mg/L			<0.005				<0.05
アルキル水銀	mg/L			ND				検出されないこと
PCB	mg/L			ND				検出されないこと
特 殊 項 目								
フェノール類	mg/L			<0.005				
銅	mg/L			<0.01				
亜鉛	mg/L	0.013		0.013				
溶解性鉄	mg/L			0.1				
溶解性マンガン	mg/L			0.05				
クロム	mg/L			<0.01				
フッ素	mg/L			0.22				
その他の項目								
アンモニア性窒素	mg/L	0.6		0.4			0.5	
ケルダール窒素	mg/L	1.1		0.88			1.0	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.16		0.120			0.14	
硝酸性窒素	mg/L	2.50		2.2			2.4	
リン酸性リン	mg/L	0.29		0.20			0.25	
導電率	ms/m	31.000	30.000	32.000	32.000		31.250	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01		0.02			0.02	
クロロエチレン	mg/L			<0.0002				
要項	trans-1,2-ジクロロエタン	mg/L		<0.004				H29まではその他の項目

調査地点 ⑬ 江川上流(滝ノ宮橋)

採取年月日			H30.5.18 10:25	H30.8.23 10:00	H30.11.8 10:30	H31.2.14 10:35		平均	環境基準
分析項目	単位								類型C (鴨川橋下流)
天候(前日・当日)			曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴			
現地測定	気温	°C		29.0	31.5	19.5	6.0		21.5
	水温	°C		23.4	26.5	18.0	7.5		18.9
	流量	m³/sec		0.245	0.185	0.321	0.115		0.216
採取位置			流心	流心	流心	流心			
透視度	度		>50	>50	>50	>50			
色相			淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰色	淡灰黄色			
臭気			弱下水臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭			
生活性	水素イオン濃度			7.5	7.4	7.4	7.7		7.5 6.5~8.5
環境	溶存酸素量	mg/L		8.0	7.8	8.4	9.5		8.4 > 5
境	生物化学的酸素要求量	mg/L		2.6	3	2.5	6.5		3.65 < 5
項目	浮遊物質量	mg/L		4	18	4	7		8.25 < 50
目	n-ヘキサン抽出物質	mg/L				ND			
全窒素	mg/L			5.6		5.3			5.5
全リン	mg/L			0.26		0.21			0.2
健	カドミウム	mg/L	<0.0003		<0.0003				< 0.01
	シアノ	mg/L		ND	ND				検出されないこと
	鉛	mg/L		<0.001		<0.001			< 0.01
	六価クロム	mg/L		<0.005		<0.005			< 0.05
	砒素	mg/L		<0.001		<0.001			< 0.01
康	総水銀	mg/L		<0.0005		<0.0005			< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L							< 0.02
	四塩化炭素	mg/L							< 0.002
項	1,2-ジクロロエタン	mg/L							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.04
目	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/L							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/L							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L							< 0.002
	チウラム	mg/L							< 0.006
	シマジン	mg/L							< 0.003
	チオベンカルブ	mg/L							< 0.02
	ベンゼン	mg/L							< 0.01
	セレン	mg/L							< 0.01
特	フェノール類	mg/L			<0.005				
殊	銅	mg/L			<0.01				
項	亜鉛	mg/L	0.009		0.01				
目	溶解性鉄	mg/L			<0.1				
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05				
	クロム	mg/L			<0.01				
	フッ素	mg/L			0.04				
そ	アンモニア性窒素	mg/L	1.0		0.4				0.7
の	ケルダール窒素	mg/L	1.5		0.90				1.2
他	亜硝酸性窒素	mg/L	0.12		0.120				0.12
の	硝酸性窒素	mg/L	3.9		4.3				4.1
項	リン酸性リン	mg/L	0.22		0.15				0.19
目	導電率	ms/m	32.000	29.000	32.000	37.000			32.500
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.01		0.02				0.02

調査地點⑭江川下流(宮下樋管)

採取年月日			H30.5.18 11:30	H30.8.23 10:40	H30.11.8 11:10	H30.2.14 10:15		平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
分析項目			単位						
天候(前日・当日)			曇・晴	晴・晴	晴・曇	曇・晴			
現地測定	気温	°C		28.5	33.0	19.5	5.0		21.5
水温	°C			23.1	26.7	18.0	5.6		18.4
流量	m ³ /sec			0.370	0.323	0.369	0.153		0.304
採取位置			流心	流心	流心	流心			
透視度	度		>50	45.0	>50	>50			
色相			淡灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色			
臭氣			弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭			
生活性	水素イオン濃度			7.7	7.4	7.4	7.7		7.6 6.5~8.5
環境項目	溶存酸素量	mg/L		8.0	5.3	7.1	11.1		7.9 > 5
生物化学的酸素要求量	mg/L			1.9	2.8	2.3	5.1		3.0 < 5
浮遊物質量	mg/L			12	21	7	5		11.25 < 50
n-ヘキサン抽出物質	mg/L					ND			
全窒素	mg/L			4.1		4.3			4.2
全リン	mg/L			0.25		0.18			0.2
健	カドミウム	mg/L		<0.0003		<0.0003			< 0.01
鉛	mg/L			ND		ND			検出されないこと
六価クロム	mg/L			<0.001		<0.001			< 0.01
康	砒素	mg/L		<0.005		<0.005			< 0.05
総水銀	mg/L			<0.001		<0.001			< 0.01
ジクロロメタン	mg/L			<0.0005		<0.0005			< 0.0005
四塩化炭素	mg/L								< 0.02
項	1,2-ジクロロエタン	mg/L							< 0.004
目	1,1-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L								< 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L								< 1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L								< 0.006
トリクロロエチレン	mg/L								< 0.03
テトラクロロエチレン	mg/L								< 0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L								< 0.002
チウラム	mg/L								< 0.006
シマジン	mg/L								< 0.003
チオベンカルブ	mg/L								< 0.02
ベンゼン	mg/L								< 0.01
セレン	mg/L								< 0.01
特	フェノール類	mg/L				<0.005			
殊	銅	mg/L				<0.01			
項	亜鉛	mg/L		0.017		0.012			
目	溶解性鉄	mg/L				<0.1			
溶解性マンガン	mg/L					0.09			
クロム	mg/L					<0.01			
フッ素	mg/L					0.07			
そ	アンモニア性窒素	mg/L		0.7		0.4			0.6
の	ケルダール窒素	mg/L		1.2		0.92			1.1
他	亜硝酸性窒素	mg/L		0.11		0.095			0.10
の	硝酸性窒素	mg/L		2.8		3.2			3.0
項	リン酸性リン	mg/L		0.21		0.12			0.17
目	導電率	ms/m		56.000	50.000	58.000	68.000		58.000
陰イオン界面活性剤	mg/L			<0.01		<0.01			

調査地點 ⑯浅間川(鴨川合流手前)

採取年月日 時刻		H30.8.23 13:40					平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
分析項目	単位							
天候(前日・当日)		晴・晴						
現地測定	気温	°C	35.0				35.0	
	水温	°C	30.6				30.6	
	流量	m ³ /sec	0.048				0.048	
項目	採取位置		流心					
	透視度	度	19.0					
	色相		中灰黄色					
	臭氣		弱下水臭					
生活性環境項目	水素イオン濃度		7.8				7.8	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/L	6.9				6.9	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	23				23	< 5
	浮遊物質量	mg/L	24				24	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	ND					
目	全窒素	mg/L	7.9				7.9	
	全リン	mg/L	1.70				1.70	
健	カドミウム	mg/L	<0.0003					< 0.01
	シアノ	mg/L	ND					検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001					< 0.01
	六価クロム	mg/L	<0.005					< 0.05
康	砒素	mg/L	0.001					< 0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005					< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/L						< 0.02
項	四塩化炭素	mg/L						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.02
目	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/L						< 0.03
健	テトラクロロエチレン	mg/L						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						< 0.002
康	チウラム	mg/L						< 0.006
	シマジン	mg/L						< 0.003
項	チオベンカルブ	mg/L						< 0.02
	ベンゼン	mg/L						< 0.01
目	セレン	mg/L						< 0.01
特	フェノール類	mg/L	0.016					
殊	銅	mg/L	<0.01					
項	亜鉛	mg/L	0.012					
目	溶解性鉄	mg/L	0.4					
	溶解性マンガン	mg/L	<0.05					
	クロム	mg/L	<0.01					
	フッ素	mg/L	0.11					
そ	アンモニア性窒素	mg/L	3.5				3.5	
の	ケルダール窒素	mg/L	7.0				#DIV/0!	
他	亜硝酸性窒素	mg/L	0.32				0.32	
の	硝酸性窒素	mg/L	0.6				0.6	
項	リン酸性リン	mg/L	1.10				1.10	
目	導電率	ms/m	38.000				38.000	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.03				0.03	

調査地點 ⑯丸山都市下水路(八塚樋管)

採取年月日		H30.8.23 11:26					平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
分析項目	単位							
天候(前日・当日)		晴・晴						
現地測定								
気温	°C	32.5					32.5	
水温	°C	27.3					27.3	
流量	m ³ /sec	0.033					0.033	
採取位置		流心						
透視度	度	30.0					30.0	
項目								
色相		中灰黄色						
臭氣		弱下水臭						
活性物質								
水素イオン濃度		7.5					7.5	6.5~8.5
溶存酸素量	mg/L	4.1					4.1	> 5
生物化学的酸素要求量	mg/L	5.7					5.7	< 5
浮遊物質量	mg/L	25					25	< 50
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	ND						
全窒素	mg/L	4.6					4.6	
全リン	mg/L	0.85					0.85	
健								
カドミウム	mg/L	<0.0003						< 0.01
シアノ	mg/L	ND						検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001						< 0.01
六価クロム	mg/L	<0.005						< 0.05
砒素	mg/L	0.001						< 0.01
康								
総水銀	mg/L	<0.0005						< 0.0005
項目								
ジクロロメタン	mg/L							< 0.02
四塩化炭素	mg/L							< 0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L							< 0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L							< 0.04
目								
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L							< 1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L							< 0.006
トリクロロエチレン	mg/L							< 0.03
健								
テトラクロロエチレン	mg/L							< 0.01
康								
1,3-ジクロロプロペン	mg/L							< 0.002
項目								
チウラム	mg/L							< 0.006
シマジン	mg/L							< 0.003
目								
チオベンカルブ	mg/L							< 0.02
溶解性鉄	mg/L							< 0.01
溶解性マンガン	mg/L							1.4
項目								
クロム	mg/L	<0.01						
フッ素	mg/L	0.06						
そ								
の								
アソニニア性窒素	mg/L	1.9					1.9	
ケルダール窒素	mg/L	2.8					2.8	
他								
アソ硝酸性窒素	mg/L	0.39					0.39	
の								
アソ酸性窒素	mg/L	1.4					1.4	
項								
リソ酸性リソ	mg/L	0.74					0.74	
目								
導電率	ms/m	28.000					28.000	
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.07					0.07	

調査地点 ⑰上尾中堀川(貝塚樋管)

採取年月日 時刻			H30.8.23 12:40					平均	環境基準 類型C (鴨川橋下流)
分析項目		単位							
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴・晴						
気温	°C		34.0					34.0	
水温	°C		30.2					30.2	
流量	m ³ /sec		0.019					0.019	
採取位置			流心						
透視度	度		11.0						
色相			中灰色						
臭気			弱下水臭						
生物活性項目	水素イオン濃度		7.6					7.6	6.5~8.5
溶存酸素量	mg/L		4.6					4.6	> 5
生物化学的酸素要求量	mg/L		5.2					5.2	< 5
浮遊物質量	mg/L		42					42	< 50
n-ヘキサン抽出物質項目	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	ND						
全窒素	mg/L		4.7					4.7	
全リン	mg/L		1.70					1.70	
健 康 項 目	カドミウム	mg/L	<0.0003						< 0.01
シアン	mg/L		ND						検出されないこと
鉛	mg/L		<0.001						< 0.01
六価クロム	mg/L		<0.005						< 0.05
砒素	mg/L		0.002						< 0.01
総水銀	mg/L		<0.0005						< 0.0005
ジクロロメタン	mg/L								< 0.02
四塩化炭素	mg/L								< 0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L								< 0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L								< 0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L								< 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L								< 1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L								< 0.006
トリクロロエチレン	mg/L								< 0.03
健 康 項 目	テトラクロロエチレン	mg/L							< 0.01
1,3-ジクロロプロパン	mg/L								< 0.002
チウラム	mg/L								< 0.006
シマジン	mg/L								< 0.003
チオベンカルブ	mg/L								< 0.02
ベンゼン	mg/L								< 0.01
セレン	mg/L								< 0.01
特 殊 項 目	フェノール類	mg/L	<0.005				#DIV/0!		
銅	mg/L		<0.01						
亜鉛	mg/L		0.015						
溶解性鉄	mg/L		0.7						
溶解性マンガン	mg/L		0.19						
クロム	mg/L		<0.01						
フッ素	mg/L		0.09				0.09		
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	mg/L	3.1					3.1	
ケルダール窒素	mg/L		3.9					3.9	
亜硝酸性窒素	mg/L		0.047					0.047	
硝酸性窒素	mg/L		0.71					0.71	
リン酸性リン	mg/L		1.50					1.50	
導電率	ms/m		46.000					46.000	
陰イオン界面活性剤	mg/L		0.12					0.12	